



「VOICE 農業の現場から」は、京都府福知山市三和町で農業を営む、農業生産法人(株)京都府天田郡みわ・ダツシュ村が、日本の食の安全と農業の発展を願い、農業の現場・農政の矛盾・国民への投げかけを、メディアの皆様が発信するものです。食料自給率が低迷する中、農業改革は日本にとって必至です。メディアの皆様には様々な角度から農業を見ていただきたいとの思いから、情報提供をさせていただきます。

VOL.09 鳥獣保護法改正の提案

●鳥獣被害の現状-農家は自分の農作物さえ守れない-

今年は、全国的に獣害がひどく、その情報がメディアを賑わしたため、「獣害で困る農家がいる」ことを多くの消費者が知るきっかけになった。が、獣害は今年に限ったものでもないし、メディアで取り上げられた農家が特別な被害に遭っているのではない。毎年全国の農家が獣害に遭い、非常に深刻な事態となっている。Voice 12月号では、その現実を伝えたい。

鳥獣保護法という法律があるため、農家は狩猟解禁期間(猟期)中以外は、たとえ目の前で農作物が獣害に遭っていても、害獣に手を出すことはできない。以前京都府の林務事務所に私が「農作物が被害に遭っている。イノシシを捕まえさせてくれ」と言ったとき、「清水さん、あなたがイノシシを捕まえれば、警察があなたを捕まえます」と言われ憤慨したことがある。今年、私が運営する農場「みわ・ダツシュ村」では獣害の予兆が10月後半から出だした。11月になると、飼育している合鴨が謎の小動物に食われはじめ、またジャガイモ畑には毎晩イノシシがやってくるようになった。狩猟解禁日である11月15日まで待っていると全農作物が被害に遭うかもしれない。もちろん、畑には電気の柵もしてある、合鴨はしっかりとした柵で囲い獣害に備えていた。しかし、電気の柵もネットも今年のイノシシには効果がない。それほど山に食べ物が無いのだ、イノシシも必死なのだ。

農家にとって農作物は商品であり「お金」と同等の意味を持つ。居ても立ってもいられず私は11月9日、

行政に「猟期前ですが、農作物の被害が甚大なので、イノシシを捕まえます。法律違反で私が捕まるのは覚悟しています。それより農作物を守りたい」と連絡をしたところ、府や市の担当者が農場に飛んで来、私と押し問答になった。「農作物は一刻も待てない状態です。農家としての財産である農作物を守るためイノシシを捕まえてよいか緊急に結論をください」と伝え連絡を待った。が、一日待って下さいとの事だった。残念なことに前日の夜、返事を待っている間に最後のジャガイモがイノシシにやられてしまい、農場に農作物がなくなったので、もはやイノシシを捕獲する意味がなくなってしまった。

●獣害問題解決はできる

全国の農家が深刻な被害に遭っているのは、鳥獣保護法に柔軟性がないためだ。私は、鳥獣保護法を少し改正するだけで、農家を守りながら鳥獣も守れると考えている。鳥獣保護法もしくは条例で「農家は、自分の営農する農地や居住している敷地内では、害獣を銃以外の猟具を使用して捕獲することができる」と一行付加すれば、農家は工夫して対策を打つことができるようになるのだ。

私はこの「鳥獣保護法もしくは条例の改正」を政府や行政に提案するため、縁のある国会議員・京都府及び京都市議会議員、各大臣・副大臣・政務三役、食と農林漁業の再生実現会議のメンバーに12月1日付けで提案書を送った。「農業」は今の日本の大きなテーマであり、問題が山積する分野である。ぜひとも、現場人の「知恵」を受け入れ検討していただきたいと願っている。

耕作放棄農地問題に取り組む、みわ・ダツシュ村

当社は、限界集落を有する過疎地の三和町に点在する耕作放棄農地を購入して開墾し、優良化した農地で完全無農薬有機で農業をしております。農業の現場にいる者として、現場だからこそ見える、農政の矛盾・農業従事者からの提案を発信し、日本の農業の振興につなげていきたいと考えております。

■お問合せ先 : 農業生産法人・株式会社京都府天田郡みわ・ダツシュ村 (略称・みわ・ダツシュ村)
: 代表取締役村長清水三雄 (しみずみつお)

■住所 (京都四条オフィス) : 〒 600-8412 京都市下京区烏丸綾小路下がる西側 四条地下鉄ビル 6 F

■TEL : 075-954-6666 (代表取締役村長 清水三雄直通)

みわ・ダツシュ村

検索